

見做す可)

第十 横文中切の語を表する爲めに毎字下
ニ線を引る語ハ許多の數と雖も各々二語
と算す最も一文章下ニ一線を以てする時ハ
唯一語を増すインウェルテットコムマ□並
フラツケット「」も同様あり

第十一 電信をき遠方の地へ通信を乞者ハ郵
便を以て送達す仍て届方便利の地方ニ於て

受方の局を定め其局名を宛名の下ニ書入す
可^レ且つ其語數文の貨料を拂ひ外ニ郵便の
貨料も加へ拂ふ可)

第十二 出狀人返信料を豫トメ拂ひ置くり妨

ま^レとす此時ハ其音信本文の終り即ち出狀
人姓名の前ニ幾語返信料拂濟と記載す可^レ
但二十語以下の答書を得んと欲せば只返信
料拂濟とのミ書入其語數の貨料を亦拂ふ
事とす

第十三 返信料前拂の高ハ出狀人の尤通信料
三倍の價ニ越む可からず

第十四 前條の返信ハ通例の音信と見做て取

扱ふ可)

第十五 誤謬の憂を防ぐ爲め音信を操^レ返す事
を得可^レ此を名けて書留電信と云ふ

信無差支局へ郵便にて送達す可)

第廿六 未^レ傳送せざる間ハ出狀の音信既拂
ふの貨料共取戻す事を得可^レ已^レ傳送中ま
キバ其貨料ハ損失ふる可)

第廿七 音信の報知先へ達するを留めんと欲
せバ新^レの貨料を拂ひ其趣^レを末局へ申送る
可)

第廿八 音信の送達^レ付不規則あるを出狀人
より歎訴するハ當然^レ其延引誤謬等
を申立^レる時ハ必ず受取人の所持する電信報
の寫を添て引合ふ事とす

第廿九 宛名住所等認方の違謬^レよりて其音

信の届先^レ達せざるハ本人の過ち^レ其
誤謬を改んと欲せば更ニ其貨料を拂ふ可^レ
故ニ其名宛ハ充分^レあり^レ其事^レて何府何
區何番何某或ハ其職業會社の名號等まで詳
細^レ記すキバ其電信の速^レ届き誤なく達す
る^レ肝要^レの事とす

第三十 議算^レにて請取^レる貨料^レ不足ある時
ハ出狀人より之を補^レ拂ふ事とす若^レ過余
まる者あキバ之を同人^レ還付^レす可^レ

○電信支線人民架設規則

○七年甲戌八月廿八日工部省御布達

〔第十一號〕
本年七月中第十八號を以て電信支線人民架設差許候より付てハ右規則別冊之通確定候條此旨

布達候事

電信私線規則

第一條 電信機線架設の儀民費又ハ商會等より私費を以て建築いき一度旨出願の向ハ許可す可き事

第二條 私線を許可すると雖り必官線又接續せしむる事

第三條 官線架設ありて來往の音信無差支場所東京より横濱の如き東ハ私線を許さる事

三分一を官局より納め三分二を私局より收入す可

第十一條 何乞の地より發するとも官私線上に過する音信ハ其發信局より定表の通

全線の賃料を取立官私收入の割合を以て計算す可き事

第五條 架線建築器械据付等電信寮より處分其入費ハ願人より償却せしむる事

第六條 機開板のもの當分電信寮より相撲差出す可し充費用ハ願人の持ふる可き事

○日本帝國電信條例

○七年甲戌九月廿二日太政官御布告

〔第十九號〕
電信條例別冊の通相定本年十二月一日より施行候條此旨布告候事

電信條例

第一條 此條例ハ日本帝國政府電信寮ニ於て

所轄する處の電機上ニ施行するあり

第二條 此條例中ニ用ひる電報の語ハ百般の
音信總て電機を以て傳送し又ハ傳送せんと
欲するものを指て言ふあり

第三條 日本政府電信寮ハ日本帝國外の各地
ヘ又ハ各地より傳送する電報を除き日本帝
國中ニ電報を傳送し及ひ受取り取集め届渡
等一切開係の事務を取扱ふ専任の權を有す
第四條 何人よりも不法故意を以て電槽器械
柱木信線若しくハ其線を覆ふ匣蓋管筒或ハ
支凸腕木枷木陶器海底線浮標旗竿號報柱及

第九條 何人よりも不法故意を以て政府電信
寮より其局々或ハ電線沿道の所々ニ取建
る標識掲示等を削剃し又ハ拔去者ハ五拾圓
より多からざる罰金又ハ四十二日より長
らざる懲役或ハ禁獄ニ處す

第十條 何人よりも不法ニ電機用の一部分
る柱木旗竿信線支線支柱へ攀ぢ又ハ同様の
浮標ニ乘る者ハ其所行ニ依て妨害の有無を
論せず貳拾五圓より多からざる罰金又ハ二
十一日より長らざる懲役或ハ禁獄ニ處す
第十一條 何人よりも不法故意を以て柱木浮
標其他一切電機附屬の物品へ落書圖繪又ハ

び電機並ニ其附屬一切の物品を毀傷する者
或ハ此の電機又て通信の傳送攜致又届渡
を如何様なる仕方ニても妨碍する者其他上
件の枷木支凸腕木を拔取る者ハ五百圓より
多からざる罰金又ハ三月より長からざる懲
役或ハ禁獄ニ處す

但し過誤失錯ニ出る者ハ其損害の多少ニ
隨て償金のみを出さむ

第五條 電機掛り官員及び改役又ハ其他の官
員又ハ何人よりも電信寮の事務ニ從事する
際之を攻打し或ハ粗暴の舉動をまゝ其事業
又妨碍抗拒を爲す者ハ五百圓より多からざ

第十二條 電機掛り官員及び改役或ハ其他の官
員又ハ何人よりも他人へ届渡す可き電報を
故意を以て隱匿し又ハ電信寮又モ電報を届
渡キ可き命令を怠り或ハ旨せざる者ハ五拾
圓より多からざる罰金又ハ四十二日より長
らざる懲役或ハ禁獄ニ處す

第十三條 電信寮ニ仕官する者故意怠慢を以
て音信の傳送又ハ届渡す事を忘却遲延する
者又ハ同様の事ニ依て音信の傳送届渡しを
妨礙遷延せる者又ハ猥り小音信の旨趣

る罰金又ハ三ヶ月より長うする懲役或ハ禁獄又處す

第六條 何人又ても不法又柱木架木海底線信線旗竿浮標其他電機又ハ其附屬一切の物品又馬又ハ其他の獸畜或ハ船筏等を繋ぐ者ハ其所行又依て損害の有無を論せず壹百五拾圓より多うする罰金又ハ四十二日より長うする懲役或ハ禁獄又處す

第七條 何人又ても柱木信線陶罈旗竿腕木枷木支凸號報柱浮標其他の物品へ瓦礫若しくバ雜物を投擲し又矢箭火器を彈射する者を其所行又依て毀傷の有無を論せず壹百五拾圓よ或多かる者ハ禁獄又處す

第八條 何人又ても電線の近傍又て紙鳶を飛ばし信線陶器腕木枷木支凸其他電機又屬する物品へ紙鳶又其附屬の糸等を引掛け電氣の妨碍を生ぜ一むる者ハ拾圓より多うする罰金又ハ七日よ長うする懲役或ハ禁獄又處す

○ 北海道上地賣買規則

○明治五年壬申十月十日正院御布告

第三百四號

北海道開拓以来募移自移の徒日月又増加今日又至りてハ運漕行旅も不便とせず然る又元より曠漠の地をバ肥沃多産として廢棄する者猶十の八九又居より因て今度全

を傳達する者又モ他の人民又ハ電信寮の官員と雖も其場又立入可き職勢小非ざる者を電信寮の器械室又立入らせ又わ滞居せしむる者等以上各犯ハ壹百圓より多からざる罰金又處す

第十四條 凡此條例中又記載しる箇條を顯然犯さんと企る者ハ五拾圓より多からざる罰金又ハ四十日より長うする懲役或ハ禁獄又處す

第十五條 凡此條例を犯して電信寮所轄の物品を毀傷し又ハ他人の損失妨害を生ずる者ハ例又照して處分する外其毀傷損失の償

金を出さむ

但工部省所管電信私線の分も總て此條例

又準一處分す

第十六條 凡犯人を處斷し罰金並又償金の額を定むるハ總て裁判官の權内又屬す

第十七條 凡そ犯罪の形狀を裁判官へ報告し其處分を乞ふ手順ハ工部省みて取扱ふの權を有す

道間曠の地低價賣下緩期除租等の規則別紙開拓使布告の通施行せしむる條墾開牧畜或

ハ漁獵採礦都て生産興工の志願有之者ハ同使へ可申出事

北海道土地賣買規則

第一條 原野山林等一切の土地官屬及び從前

拜借の分目下私有さるゝむる地を除の外都

て賣下げ地券を渡し永く私有地又申付る事

第二條 賣下の地一人十萬坪を以て限りとし

下手後十ヶ年除租さる可尤も已ニ私有し

きる地を相對賣買する者ハ其坪數制限さう

る可き事

第三條 賣下の地價上等千坪一圓五十錢中等

同一圓下等同五十錢千坪以下其割合さる可

く且其地代即納さる可一と雖も家產中人以下或ハ罹災窮乏の者ハ三年乃至五年賦上納申付る儀も可有之事

第四條 既ニ私有するの土地ハ牧畜開墾等一

切の産業を勿論他人へ賣却するも其地主の

自由さる可尤右等下手する節ハ水利運便

等の上又注意し其方法及び期限等詳細又可

申出事

第五條 人民私有又屬する土地と雖も外國人

○道路掃除規則

近來道路掃除之儀多く等閑又相成甚以不相濟事又候條各地方官又於て厚く注意し追

第三百廿五號

○明治五年壬申十月正院御布告

8 へ賣渡し或ハ之を引當としテ金子を借受る等禁止さる可き事

第六條 土地買下の後開墾其他共上の地八十

二ケ月中の地ハ十五ヶ月下の地ニ二十ヶ月

を過々不下手者ハ上地申付る事

第七條 除租滿期後の制程ハ追て其地の差等又より適等小可相定事

第八條 採礦魚獵等都て生産興工の見込有り

て出願する者ヘハ其方法取調年期を立質地

等又差出し税則ハ出品の精粗多寡又隨び追

て適當又可相定事

但諸礦山脈理等の甲乙ハ査了して可公布

事

第九條 右等諸工業の新發明或ハ水陸運便等

又貢財盡力して國家人民の利を興しむる者

ヘハ其功業の大小輕重又因り若干の土地を

附與之或ハ專賣除租の榮利を與る等の所置

可有之事

右之通候事

て道路の制被相立候までハ從前掃除請持有之道筋ハ勿論持場無之場所ハ最寄町村へ公平ニ割渡左の條目の通掃除可爲致事

第一條 總て掃除請持丁場ハ風雨等の障り有無か不拘必ず三ヶ月中一度づゝ掃除可致事

第二條 風雨の後ハ必ず其持場を掃除し溜水を左右溝へ導き水溜の場所相減候様可致事

第三條 並木根返り風折雪折等ハ追て其廳より所分有之と雖も不取敢通路妨さき様取片付置可申事

第四條 左右ニ溝渠無之道路ハ可成丈け路の兩縁を低下シ一雨水の捌宜敷様可致事

第五條 掃除丁場標杆往々等閑ニ致し置候向

④ も有之右ハ必ず其請持丁場境ニ從是東西或

ハ南北何百何十何町何郡何村掃除丁場と誌一標杆可相建事

第六條 路鋪往々田畠又切添候より並木根さ一お失之が爲め根返又及び易く以外の事又候以來決て右等の所業致す間敷事

右之通堅可相守候若等閑ニ差置ニ於てハ掛り官員巡廻の節屹度可申付事

明治九年七月六日版權免許

編輯人并出版人

長尾景樹
博聞社長
篠原縣士長

東京府下町三丁目
愛宕下町三丁目番地番号

博聞本社

東京愛宕下町三丁目
同常盤橋前

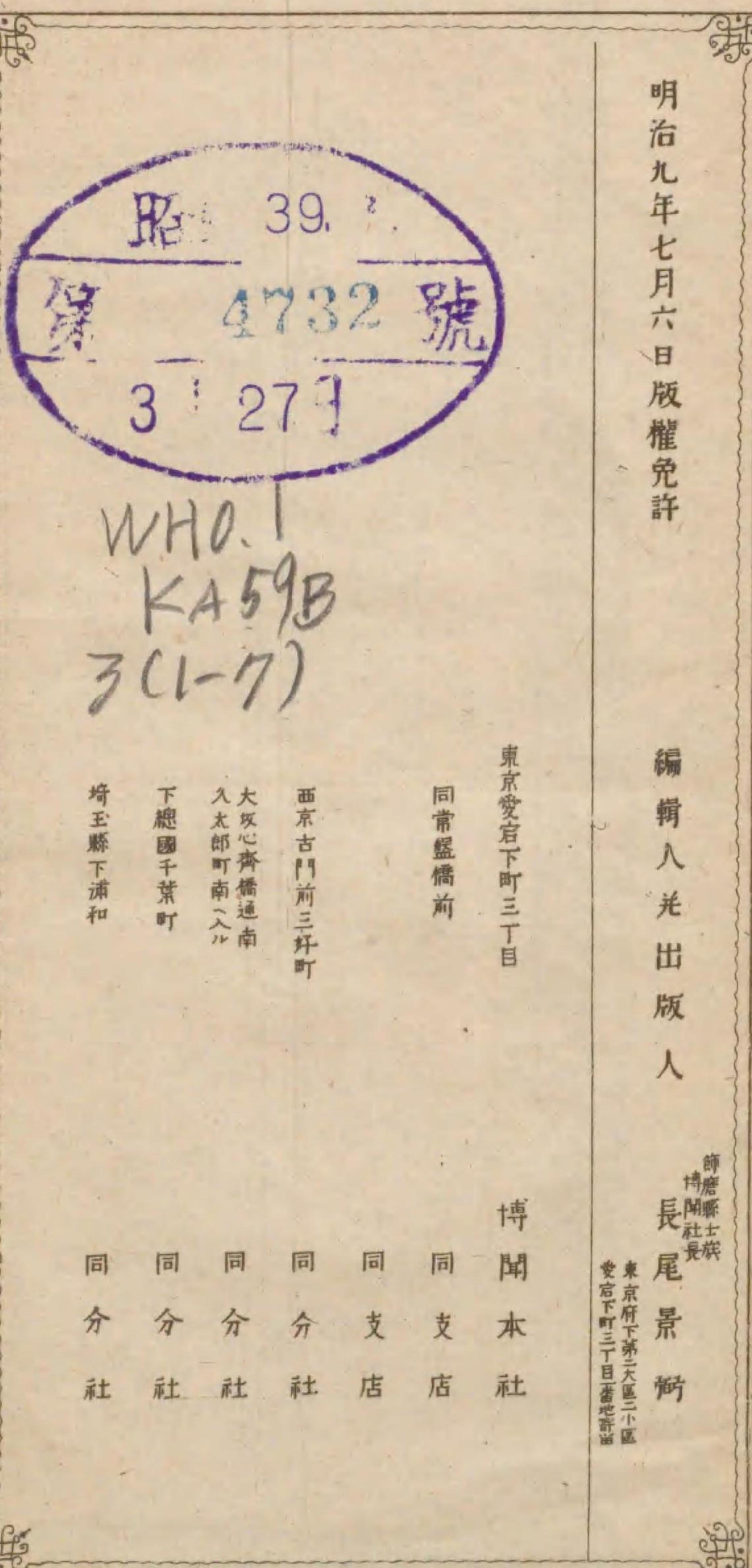
同支店

同介社

同分社

埼玉縣下浦和

西京古門前三井町
大坂心齋橋通南
久太郎町南へ入ル
下總國千葉町



01
19

明治文庫

WHO. 1

KA59B

3(1-7)

最高裁判所図書館



000123999

禁書

一六三甲 戊申年

改官省規則全書

自第一篇
至第七篇

長尾景獨編纂

九十一

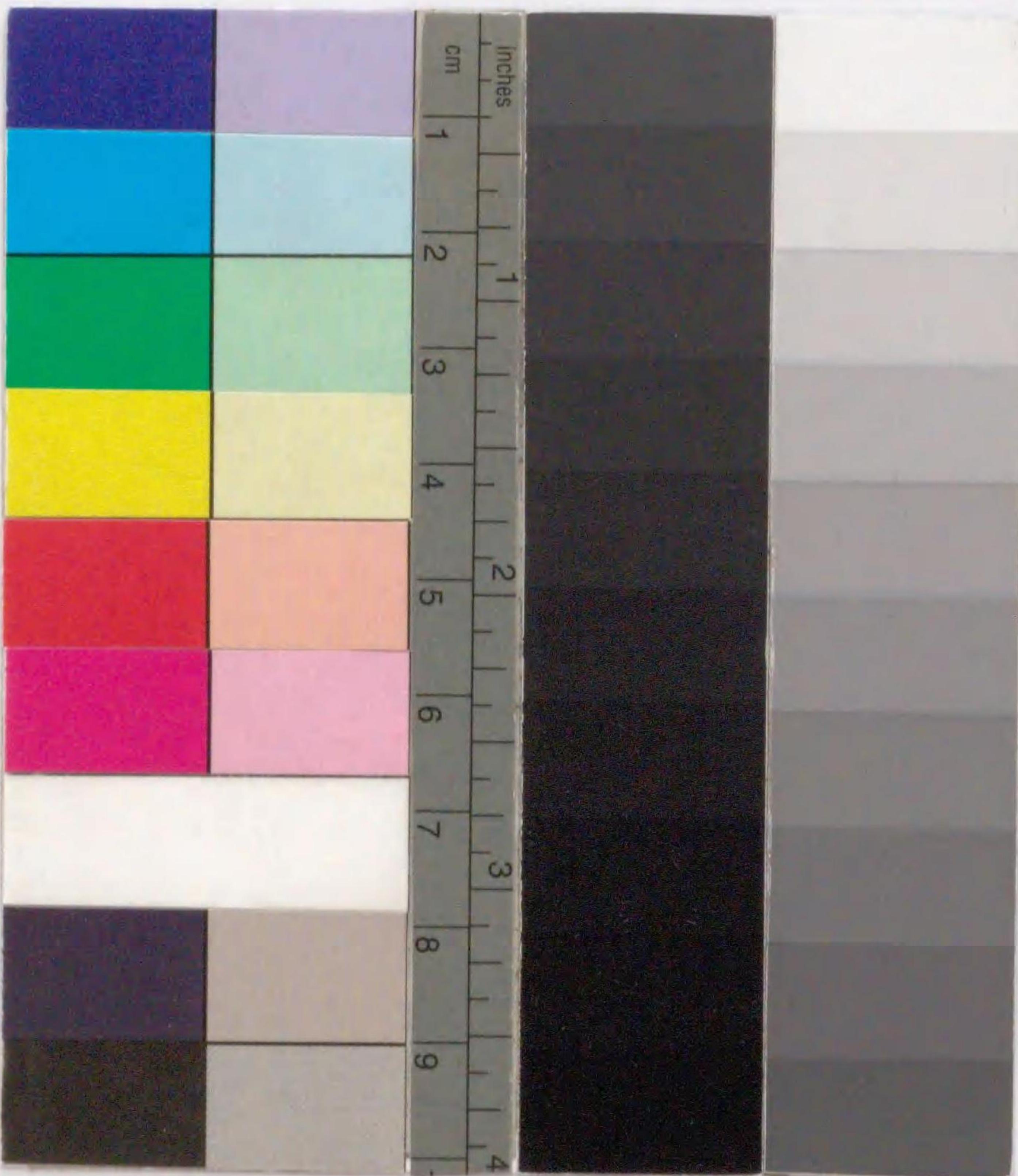
885

明治文庫

WHO. 1

KA59B

3(1-7)



Inches
cm

1 2 3 4 5 6 7 8
1 2 3 4 5 6 7 8